

令和4年度市政懇談会 区・自治会等からのご意見・ご要望

内容

【防災・減災】	2
【信号、交通】	3
【高齢者福祉】	4
【空地、空家】	5
【ゴミ収集、環境】	8
【道路、側溝】	12
【河川、ため池】	20
【公園】	25
【観光、産業】	27
【上水道、下水道】	29
【教育、社会教育・スポーツ施設】	31
【行政全般、その他】	35

※ご意見の内容、区・自治会名などを省略し記載しています。

【防災・減災】

【意見・要望】 公民館等の利用について

今年も、日本全国で自然災害が発生しています。地震や洪水等の自然災害が発生した時、私達市民の避難所として指定されているのは地区の公民館、コミュニティセンター等です。これらの避難所について日頃の安全確認や維持管理はどのようになっていますか。万が一、災害が発生した際、私達は安心してこれらの避難所を利用できるでしょうか。大きな地震が発生したら壊れてしまいそうなくらいクラックの目立つ外壁、大雨の際には雨漏りがするのではないかと心配になる屋上防水。（ある公民館の屋上には草が茂っているのが見えます。）避難者の食事等を用意する為の調理器具や備品は適切に維持管理されていますか。いざという時に使えない設備で有れば無いに等しいのではないかと思います。日頃から点検し、避難所として安心して使用できるようにして頂きたいです。

【回答】

各公共施設につきましては、法令で定められている点検や検査を適正な時期に、資格を持った業者に委託して行っています。検査結果を関係機関へ報告し是正が必要な個所については、緊急性等を考慮して順次対応をしています。

ご意見でいただいている外壁や屋上防水についても、検査結果や築年数等により順次対応しているところで、昨年度は中央公民館の屋上防水と外壁改修の工事を実施、今年度も岩出地区公民館の屋上防水と外壁改修の工事を実施する予定です。

なお、屋上に草が茂っている件につきましては岩出地区公民館のことと思いますが早速対応をいたしました。

各地区公民館、コミュニティセンター等には、災害時に避難所として開設できるよう非常用食料品として乾パンやクラッカー、アルファ米など、物資として毛布や紙オムツ、女性用品など、資機材として発電機や投光器などを備蓄しています。消費期限がある食料品などは、いわゆる“ところてん方式”による管理を行っており、消費期限を迎えるものから順次購入しています。また、消費期限が近づくものについては、地域における訓練に提供するほか、ミルク類については、あいあいセンターへ来庁される小さな子ども連れの方などに配布するなどし、食品ロスの削減、防災意識の向上に活用しているところです。

（総務部総務課、教育部生涯学習課）

【意見・要望】 電柱の地中化（無電柱化） 11月10日（無電柱化の日）について

4年前の9月4日和歌山市で南南西の風39.7m/s最大瞬間風速57.4m/sの猛烈な風が吹き屋根瓦が飛散したり、小屋が倒壊しました。泉南市の新家では、コンクリート製の電柱が9本倒れ道路を塞ぎました。当地区は紀の川に沿っているので、南風をものに受けません。停電対策として電柱の地中化。3年前の千葉県でも被害が大きかったです。メリットとして、通行の妨げをなくし、景観がよくなること。県内の進捗率2.2%だそ

うです。

また、冬場の電力不足のために蓄電池や環境に配慮しながら太陽光、風力発電の利用を促進し、各家庭での節電に努めてもらいたい。早急に計画し、災害時の電力確保に力を注ぎ、実行して欲しい。

【回答】

電線の地中化につきましては、県道泉佐野岩出線の備前交差点から宮交差点間で、県による電線を入れる管路の工事は令和3年度に完了し、令和5年度から各占用事業者において電線等を収納する作業が開始される予定と県から聞いています。

また、備前交差点から岩出根来インターチェンジ間については、令和4年度に詳細設計を実施していただいております。今後も引き続き事業を推進していただきますよう、県に要望するとともに和歌山県議会建設委員会に陳情書を提出しています。

国では、再生可能エネルギー事業支援が創設されており、蓄電池、太陽光の設置に係る補助金もありますので、本市での再生可能エネルギー利用を促進する補助金は考えていませんが、今後も、国や県の動向及び近隣自治体の取り組みについて注視します。風力発電につきましては、年間風速6m以上の地域が風力発電に適しており、紀北地域では風速が6mを下回り風力発電に適していないことから設置は考えていません。

(生活福祉部生活環境課、事業部土木課)

【信号、交通】

【意見・要望】 水栖交差点での信号点灯時間の件

水栖交差点での北行き信号が短すぎる。もう少し長くして欲しい。

【意見・要望】

農面道路水栖地内交差点の信号機が、北方向の青の表示時間が短いのももう少し長くして欲しいです。

【回答】

岩出警察署交通課に要望内容を伝えたところ、「平日の午前9時から午後4時までの間の北向き方向の青秒数を延長することを決め、9月15日より実施いたしました。」との回答をいただいております。

(総務部総務課危機管理室)

【意見・要望】 信号機のない横断歩道では、歩行者優先の実行

ふれあいのある明るい住みよい町を目指して。全国和歌山県は、ワースト域にあると聞く 岩出市も手をあげても無視レベル ワーストから脱却すべく市民官公庁等の力を得て、運動展開を願う。

【回答】

本市では、春、夏、秋、冬の交通安全運動期間中におきまして、街頭啓発等を通じ、地域の人々に交通安全の向上を呼び掛ける活動をしています。

また、高齢者の方には、ときめき交通大学を通じて、交通マナーの向上を図り、子どもには、保育所における交通安全教室や岩出市交通少年団を結成して、地域の交通リーダーを育成する活動をしているところです。

ご指摘のとおり、県下では、横断歩道で停止する車両が少ないことから、現在、市では、県や和歌山県警察と一致協力し、「サイン+サンクス運動（歩行者が手を上げ、横断歩道を渡る意思を明確に示す「サイン」と、停止してくれた運転者に会釈などで感謝を伝える「サンクス」のコミュニケーションをとることで、運転者の歩行者保護意識の向上を目指すのがねらい）」を展開しているところです。市教育委員会も協力し、山崎北小学校を推進校として運動を実施しており、他の小学校においても、同様の運動を推進することを周知しています。今後も岩出警察署や各関係団体と連携のうえ、横断歩行者の安全確保に努めます。
(総務部総務課危機管理室、教育部教育総務課)

【高齢者福祉】

【意見・要望】 紙パンツ補助について

当方、認知症による尿失禁状態の夫がおります。本人は、トイレに行く事が分からない為、終日紙パンツを利用していますが、岩出市では2回分(300cc)の紙パンツしか補助対象ではなく、7回分しか使えない当方は対象外になっています。毎月の紙パンツ代だけで2万円程かかっておりますので大変困っています。

高齢化社会で、増々認知症老人が増えていく時代、もう少し柔軟に対応できないものかと思えます。税金負担であることは承知していますが、2回分しか出ませんの1点張りの対応には冷たさしか感じません。今後の検討材料にさせていただきたく、お願い致します。

【回答】

本市では、在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している同居家族に対し、「岩出市紙おむつ支給事業」を実施しています。

紙おむつ支給対象者は、市内に住む在宅の65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けており、寝たきりまたは認知症の方で常時失禁状態にあり、支給対象者及び同居している方全員の所得税が非課税という要件すべてを満たす方となります。

これまでの支給対象となる紙おむつのパンツタイプは「はくパンツうす型長時間安心(4回分)」の1種類のみで、量が多い方については尿取りパッドと併用しご使用いたしておりましたが、吸収量の多い紙パンツを対象にして欲しい旨の要望があり、令和4年度から吸収量の多い「はくパンツ1枚で一晩中安心(6回分)」を支給対象に追加いたし

ました。

吸収量7回分の紙パンツしか使えないとのことですが、現在市が取り扱っている吸収量6回分の紙パンツでも使用可能であれば、お手数ですが、再度お問い合わせくださいませうお願いします。(生活福祉部地域福祉課)

【意見・要望】

一人住まいの高齢者への安否確認の為、定期的にまわってくれているんだという安心感が欲しい。たとえ留守であっても一言メッセージカードでも入れてくれてあったらうれしい。

【回答】

本市では、65歳以上の一人暮らしの高齢者や70歳以上の高齢者のみ世帯に民生委員児童委員が訪問し、高齢者の状況の把握と緊急時の連絡先等の確認を行う事業と、敬老会のご案内と高齢者の安否確認を目的に75歳以上の高齢者宅に市職員が訪問する事業があり、いずれも年1回実施しています。

なお、敬老会のご案内の際は、表札がない場合や長期間不在である場合を除き、ご不在の場合は不在通知を投函しています。

日常的な見守りとしましては、郵便局や宅配業者等民間事業所との見守り協定、一人暮らしの高齢者等への緊急通報装置の貸与及び調理が困難な高齢者への食事の提供と見守りや安否確認を目的とする食の自立支援事業等があり、現在、必要な方に様々なサービスを組み合わせてご利用いただいているところです。

また、一人暮らしで不安を感じている場合などの各種相談につきましては、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめ、地域福祉課や生活支援課の窓口または地域の民生委員児童委員に、いつでもご相談ください。

(生活福祉部生活支援課、地域福祉課、地域包括支援センター)

【空地、空家】

【意見・要望】あき地に繁茂した雑草の管理に関する条例の実効化

自治会周囲のあき地繁茂した雑草により通行障害、虫害で困っており、市生活環境課でも強制力がなく難しい場合もあるとのことだった。

(1)「土地を所有、占有又は管理する者の責務」の条例への追加

「岩出市の環境をまもる条例第8条・・・市は指導及び勧告することが「できる。」とあるが、土地を所有する者等の責務は「第4条市民は市の施策に協力する責務を有する」とあるだけである。岩出市民の高齢化、耕作放棄農地の増加、相続による市外在住土地所

有者等の増加の現状では、上の条例では法的実効性が乏しいと考えられる。したがって条例に標記を第8条と対にした追加を要望します。

(2)市の代執行の条例化

「土地を所有・・・者の責務」を明記しても、罰則がなく、また管理の実効が難しい所有者等もいると考えられる。このことを解決するため市が土地を所有する者等に代わって管理を実施し、その費用を請求する制度を条例化することを要望します。

【回答】

本市では、「岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定しており、雑草等の繁茂が認められる場合は、その土地の所有者又は管理者に対し、可能な範囲での面談による指導又は助言をし、環境保全に努めているところです。

また、農地については、農業委員会と連携し、農地法に基づいて、耕作の再開や農地の貸借を呼びかけることにより、不作付け農地の解消に努めています。

条例の改正については、雑草除去に係る費用を所有者等が支払えない場合は、市がその費用を肩代わりする結果となること、また、市が私有財産に介入することが望ましいことなのかなど問題も多いことから、第8条と対にした条例への追加や市の代執行の条例化については、現在のところ考えていません。
(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】隣の土地の空地の雑草

2～3年草刈りがされていないせいか、ニセアカシア（ハリエンジュ）が繁茂し、数メートルにまで伸びている。トゲがあり危険な上、冬に落葉が境界線を越え、敷地内に入ってくる上、ツタ類が伸び、それらを伝い虫等が入ってきて迷惑している。カーブの見通しも悪くなり、草が茂りすぎて放火等の犯罪誘発が懸念される。市役所へ出向き苦情を訴えても所有者に手紙を出すことしかできないと通り一遍の返答が続きうんざりしている。もう一步ふみこんだ対応を願う。

【回答】

本市では、「岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定しており、雑草等の繁茂が認められる場合、その土地の所有者又は管理者に対して、雑草除去の通知文を送付し、環境保全に努めています。

また、可能な範囲での面談による指導又は助言の機会が得られるよう努めているところです。引き続き、市の美観や清潔な生活環境の保持に取り組みます。

(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】耕作放棄地の雑草問題について

当自治会の周辺に耕作放棄地の雑草が生い茂って、生活環境を悪化させており困っています。例を挙げますと蚊や害虫が繁殖し、フェンスに雑草や葛が這い上がってきており、また、蜂が飛び回ったりして、雑草が害虫の発生源となっています。

昨年の出来事ですが、電動カートに乗った足の不自由な女性が通学路を走行中、雑草から飛んできた蜂を避けようと慌てて逃げて、カートを休耕地に落としてしまったことがあり、その付近には蜂の巣がありました。

耕作放棄地の持ち主に、雑草の処理を促すお知らせを市の広報で見た記憶がありますが、石に灸、努力義務だけでは効果が見られません。

そこで結論ですが、放棄地の地主に適正な管理を義務付ける迷惑条例なるものをご検討いただき、除草に対する強制力のある指導や罰則を含めての対策を講じていただくよう検討願います。あまりにも無責任過ぎる現状を考慮し、この問題の解決を強く要望致します。声を上げられない困っている市民のためにも是非取り組んでいただきたいと思います。

【回答】

本市では「あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定しており、あき地に繁茂した雑草及び枯草等が人の健康を害し、又は病虫害発生の原因となるおそれのあるときは、そのあき地の土地を所有、占有又は管理する者に対し、当該あき地の適正な管理に関して指導及び助言を実施しているところです。

また、不作付け農地については、農業委員会において、農地法に基づき、耕作の再開や農地の貸借を呼びかけることにより、不作付け農地の解消に努めています。

なお、今回ご指摘の地域における耕作放棄地については、過去から土地所有者の意向を確認するなどにより、雑草の繁茂などの解消について指導を実施しているところですが、農地法上強制力は無いことから現在の状況に至っています。

「あき地の雑草等の除去に関する条例」に罰則規定を設けることは、現在考えていませんが、引き続き所有者への指導を実施し、生活環境の向上に取り組めます。

(生活福祉部生活環境課、農業委員会事務局)

【意見・要望】空家・空地・休耕地対策について

高齢化と共に当団地も空家・空地が目立つようになりました。このような場所は日常の管理が難しく、樹や雑草が伸びて害虫や小動物が住み不快感をするという苦情が時々あります。持ち主さんが自主的に判断して処理してもらうのが一番ですが、実際には雑草の成長の速さに追いついていないのが現状のようです。

①行政としての指導、PRなどはどのようにされているのですか？

②空家が増えてくるのも問題です。空家を有効に活用するような考えや取り組みはありませんか？

【回答】

①本市では、平成27年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行後、「岩出市空家等対策計画」を策定し、現地確認や所有者等の調査後、不適切な管理の空き家に対し、他法令等との連携を図りながら、所有者等に問題改善や適正管理をお願いするための

「お知らせ」や「助言通知」に回答期限を付け、働きかけを行っています。また通知後、対応いただけない物件については、所有者等に再度通知を行うなど、粘り強い対応に取り組んでいます。

空家、空地の雑草等については、「岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定しており、雑草等の繁茂が認められる場合、その土地の所有者又は管理者に対して、雑草除去の通知文を送付し、環境保全に努めています。

また、可能な範囲での面談により雑草等の繁茂に至った事情や経緯などを聞き取り、解決に向けた助言や指導を行っているところです。引き続き、市の美観や清潔な生活環境の保持を目的として市広報紙でのPRに取り組めます。

②空家問題については、土地・家屋ともに私有財産であることが最大の課題であり、法的措置なしに行政が勝手に処分することはできません。

また、助言等を行っても遠隔地居住や金銭的負担などを理由に適正な管理を行えないケースや複雑な相続関係により相続人等の特定に時間を要するケースなど課題も多くあります。現在、市では、空家の再利用と除却の両面から行政が出来る取組への研究を進めているところです。
(生活福祉部生活環境課、事業部都市計画課)

【ゴミ収集、環境】

【意見・要望】珪藻土マットの収集について

市では、珪藻土マットの収集ができないとのことですが、収集できるようにして欲しい。

【回答】

令和2年11月以降で、特定のメーカーから販売されたバスマット、コースター等の珪藻土製品中に、基準を超える石綿（アスベスト）が含まれているものがあることが判明しました。環境省からは、「処理の過程において石綿が飛散するおそれがあることを考慮し、石綿等の粉じんによる作業員の健康障害を予防したうえで適正に処理されることが必要である。」とされています。石綿含有珪藻土バスマット等については、メーカー等により回収されることとなっています。

なお、販売店からの珪藻土マットに石綿が含まれていないとの証明書等を添付していただければ、クリーンセンターへの持ち込みが可能です。
(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】ゴミ袋の指定なし

直近、物価が上がり家計に負担が掛かってきています。和歌山市のゴミ袋が何でもいいのに岩出市は、購入しなければいけないのは、意味が分かりません。しかも高い。なのでゴミ袋の指定なしを要望します。※ゴミ袋の値段は、市によって差がありすぎる！！

【意見・要望】可燃ゴミ袋

可燃ゴミ袋が高いので、もう少し安くならないでしょうか？

【回答】

本市では、ごみの減量・資源化対策として、平成24年7月1日から可燃ゴミ袋を有料化しており、有料化前と比較して、減量効果があることから、ゴミ袋の指定をなくすことは考えていません。

なお、岩出市指定のゴミ袋の値段につきましては、国の「有料化の手引」において示されている減量効果が現れる最低水準を採用し、1リットルあたり1円という値段設定をしており、価格については適正であると考えています。

また、負担軽減のため一定量無料配布型を採用し、ゴミ袋の無料配布を行い、さらに福祉加算配布としての無料配布も実施しています。 (生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】資源ゴミ分別回収の明確化

一年ほど前から、回収されない資源ゴミを目にします。内容物を見る限り同じような内容でも回収されたりされなかったりと日によって違いがあるように見えます。明確な基準を市民に示していただかないと、このような状況が今後も続くと思われま

す。分別方法の明確化を、市民に示していただけますよう、きれいな街づくりのためにも実行よろしく願います。

【回答】

回収されなかった資源ゴミ袋については、プラマークのない硬質プラスチック製品など粗大ごみに分類されるものや、別区分の資源ゴミが混入していることなどが考えられます。ごみの出し方については、市ウェブサイト詳しく掲載するとともに、「ごみの分け方・出し方」のチラシを「広報いわで」6月号に合わせ全戸配布するなど、ごみの正しい分別について周知啓発したところです。引き続き、広報等での啓発に努めるとともに、正しいごみの出し方及びごみ減量化を周知するため、各地区公民館などで実態調査見学会を開催するなど、見える啓発に取り組みます。 (生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】資源ゴミの回収について

私自身の知識不足かもしれませんが、アルミ缶の回収をいつも市内スーパーにお願いしていました。最近改装を行っているため、アルミ缶のリサイクルができず、他のスーパーなど見て周りしましたが、なかなか見つからず資源なのに不燃で出す事に躊躇しています。今アルミは高騰し大切な資源だと思われま

【回答】

す。現在、市では、アルミ缶は不燃ごみとして収集していますが、収集後、資源ごみとして分別させていただいています。

また、地域コミュニティの育成を図るとともに、地域住民団体が実施する資源ごみの集団回収を奨励する「岩出市集団資源回収事業奨励金」という補助制度があります。

資源回収の対象品目は、新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック、アルミ・スチール缶であり、回収量1kgあたり4円の奨励金を交付しています。(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】プラスチックごみの対策

根来川の土手にプラスチックごみがいっぱい くる人のマナーが悪く

溝や田んぼにペットボトルの飲みさし、菓子の袋、空き缶、空き瓶、マスク等が捨てられている。根来川の草刈り後の土手に目をやるとペットボトルが散乱していて見苦しいくらいです。以前、国道24号沿い店舗の駐車場からレジ袋に入れられたごみが落ちていた。下からは、向こうが見えない白いボード状のフェンスなので、車の番号や人の姿が見えない。先日、カーブミラーの支柱の根元をコンクリートと樹脂で保護してくれて助かりました。散歩中の犬のオシッコがかけられ尿酸で腐食しかけていたので、強風が吹いたりすると突然倒れてきたりして危険だった。他の地区では、ペットボトルに水を入れてかけているそうです。

【回答】

ごみの不法投棄は、個人のマナーやモラルの問題のみならず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている行為です。本市では、広報紙やウェブサイトを通じて犯罪行為であることを繰り返し啓発しているところです。

また、市職員による不法投棄パトロールを週1回実施しており、今後もパトロールの強化に努めます。

なお、土地管理者からの申請に基づき、不法投棄禁止や犬のフン等禁止の啓発看板をお渡ししていますので、生活環境課までご相談ください。(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】近所の野焼き

家の中にまで煙の臭いが入ってくる上、干している洗濯物にも臭いがつき大変不快で迷惑している。ダイオキシンなどの有害物質の発生も心配。

【回答】

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において、一部を除き廃棄物の焼却は禁止となっていますが、焼却の例外として、農業を営むためやむを得ないものとして行われる焼き畑、もみがらの燻炭、畔の草及び下枝の焼却については、特例の規定が設けられています。これら特例規定に該当する場合でも、周辺住民から苦情があった場合は、現地を確認し、時間帯及び焼却する量、天候や風向き等の気象条件に十分配慮するよう助言・指導を行っているところですが、引き続き生活環境の保全に取り組みます。(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】堰から落ちる紀の川の水を利用して（発電）再生可能エネルギーを作れないのか？

資源の少ない日本、現状海外から石油・液化天然ガス等輸入に頼り、電力、ガス等の源にしていますが、資源大国が資源を武器に供給の出し惜しみにしており、日々の生活にも影響が出はじめています。物価も高騰し厳しい生活を余儀なくされています。

岩出には命の川と呼べる紀の川があり、岩出へ堰を水が流れ落ち、下流へと流れています。この水の力を利用して、何とか発電出来るのではないのでしょうか？再生可能エネルギーを作れないものですか？・・・又、紀の川だけでなく、田圃に水を供給する水路も沢山ありこの活用も考え電気（力）を作れる様提案します。電気代も少しでも安くなれば助かると思います・・・

【回答】

紀の川の堰を所管する近畿農政局に問い合わせたところ、岩出の頭首工の堰については可動堰であるため水位が一定でないことや発電設備を設置する箇所がないことから困難であるとの回答でした。

また、市内を流れる農業用水路につきましても、通年を通して一定量の水が流れておらず、小水力発電設備を設置しても効果が見込めないことから、水を利用した発電は現在のところ考えていません。
(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】いのしし被害の件

最近、村の中まで現れ、花壇や家の前の畑など荒らされる。

いのししの駆除、近づかない様にする方法があれば教えてほしい。

【回答】

本市では、イノシシによる被害のあった地域において捕獲を実施し、境谷地区においても実施しています。

現在のところ、4月1日から10月31日までの間は有害鳥獣捕獲として、11月1日から3月15日までは通常の狩猟として、猟友会の協力及び連携により概ね1年を通して捕獲を行っています。集落内においては、イノシシを誘引するエサとなるものを放置しないこと、防獣ネットなどの設置等を地域全体で連携して、被害防止を実施していく事が重要であると考えます。

なお、市では、農地への電気柵の設置を行う場合、補助率2分の1、交付上限額10万円の補助事業がございますのでご活用ください。詳しくは、事業部産業振興課までお問い合わせ下さい。
(事業部産業振興課)

【道路、側溝】

【意見・要望】国道24号の草刈り等について

今年度も中央分離帯をきれいにしていただきありがとうございます。

また、歩道の植樹帯につきましても、樹木が大きく育ってきておりますので、見通しの確保や景観保全の観点から、引き続き適正に管理していただきますようお願いいたします。

【意見・要望】国道の植樹の管理について

国道の中央分離帯が草木に覆われていると車道にはみ出して危険であったり、見通しが悪くなったり、またゴミが捨てられたりといろいろな問題の元となります。引き続きよろしくをお願いします。また、歩道の植樹帯についても同様です。特に木が大きくなってくると落ち葉、枯れ枝、風による倒木、鳥の糞など懸念されることは多々あります。早め早めに手立てをお願いします。

【回答】

国道24号の除草・剪定は年1回を基本とし、通行の安全や視認性が確保できないなど現地の状況を確認した上で、順次実施していると、道路管理者である国土交通省から聞いています。

なお、引き続き適切に対応していただくよう要望しています。 (事業部土木課)

【意見・要望】県道和歌山打田線の交通安全対策について

高塚の旧国道とJRの踏切周辺では歩道が整備されておらず、両側に建物が間際まで建て込んでいるため、特に朝夕の通勤通学の時間帯や踏切待ちと重なると車、歩行者、自転車が入り交じり、大変危険な状況です。現在、踏切付近から春日川まで、歩道の整備計画があると聞きましたが、どのような計画になっているのでしょうか。

【意見・要望】県道和歌山打田線の交通安全対策について

高塚91番地前の交差点や高塚の踏切周辺は、道の交差が複雑なうえ、踏切の遮断機が下りている間は、車やバイク・歩行者で周辺が混雑し危険です。この危険な箇所を電車通学的那賀高校生をはじめ多くの歩行者が通行しています。

また、自転車やバイクの通行も多いことから重大事故が発生する前に早急に事故対策を実施していただけないでしょうか。

先述の交差点から東については、県で歩道を整備していただく計画があるとお聞きしていますが、歩行者の通行スペースの確保に加えて交差点の改善も併せてお願いします。

【回答】

県道和歌山打田線の交通安全対策については、歩行者の安全を確保するため県道新田

広芝岩出停車場線との交差点から春日川にかかる岡田橋の東詰までの区間について両側に2.5mの歩道を整備する計画で進めていただいています。

令和3年度に現地測量をおこない、令和4年度では地元関係者、JR西日本及び警察と協議を行いながら設計を行っています。

また、歩道の整備と合わせて車道幅員の狭小な箇所の拡幅改良についても併せて実施していく予定、交差点の改善については、歩行者も多く事故が頻発していることから警察等とも協議を行いながら検討を進めていくと道路管理者である県から聞いています。

なお、沿道には住宅が立ち並んでおり、関係者の方々のご理解ご協力が必要であることから、本市としましても、今後とも県と連携を図りながら地元調整や用地取得等に協力します。
(事業部土木課)

【意見・要望】カーブミラー設置について（JR和歌山線高塚踏切付近）

車両で、西側から南側に右折する際、見通しが悪く、道が狭いため、南から来た車両と衝突しそうになります。カーブミラーがあれば南から車が来ている事を知る事が出来、安心して右折する事が出来るので、カーブミラーの設置を要望いたします。

【回答】

当該箇所は、踏切部を含めた歩道の整備を計画していることから、計画の中で見通しの改善を検討すると道路管理者である県から聞いています。
(事業部土木課)

【意見・要望】県道小豆島岩出線（高瀬地区）の進捗について

道沿いの建物などが撤去されてきていますが、去年の回答で令和4年度から工事に着手すると聞きました。予定どおりでしょうか、進捗を教えてください。

【回答】

県道小豆島岩出線（高瀬地区）については、令和元年度より事業着手し、令和4年度までに事業用地の取得を概ね完了したところです。

また、事業用地の取得が完了した箇所については、令和4年9月から順次工事に着手していただいています。
(事業部土木課)

【意見・要望】県道小豆島岩出線の交通安全対策について

市役所前の県道は両側に歩道もついて安全に通行できるようになっています。

しかし、市役所から西野橋までの間は狭いまです。大型トラックが通るたびに道を譲るような状態であり、歩行者、自転車は危険を感じ、止まりながら通行しています。迂回する自転車道はつけていただいています、遠回りとなるため利用者はほとんどありません。西野橋の交差点では、堤防を通り過ぎる車がスピードを落とさず通り過ぎるため、しばしば事故も起こっています。中学生や高校生が多く通学している箇所です。子供たちの安全のためにも早期に改善を望みます。

【回答】

県道小豆島岩出線（西野地区）については、幅員が狭く車両の通行が多いことに加えて自転車、歩行者の通行も多いことから、県においても安全な通行の確保について必要性を認識いただいています。

市役所西側から西野橋西詰までの区間では、現在歩行者の安全対策と併せて車道の幅員確保についても検討され、早期着手に向け令和4年度に地元関係者及び警察と協議を行いながら現地測量等を実施いただいているところです。

なお、沿道には住宅が立ち並び、関係者の方々のご理解ご協力が必要であることから本市としましても、今後とも、県と連携を図りながら地元調整や用地取得等の取組に協力します。
(事業部土木課)

【意見・要望】 県道小豆島岩出線（中黒地区）について

昨年も意見を提出し、道路整備について強く県に対して要望していくとのご回答をいただきました。小豆島岩出線は幅が狭い割には交通量が多く、子供たちが安全に利用できる状態ではありません。今年になって県の調査などが入ったと聞いておりますが、具体的な計画について教えてください。

児童生徒を痛ましい事故から守るため、私の土地でよろしければ協力いたしますので、早期に安全確保のための工事をお願いします。

【回答】

県道小豆島岩出線（中黒地区）については、幅員が狭く車両の通行が多いなか山崎小学校の児童の通学など歩行者にも利用されており、県においても歩行者の安全な通行の確保について必要性を認識していただいています。山崎小学校から金屋西交差点（市道安上中島線との交差点）までの区間について、現在歩行者の安全対策を検討しており、早期着手に向け令和4年度に測量等を実施していただいています。

なお、沿道には住宅が立ち並んでおり、関係者の方々のご理解ご協力が必要であることから、本市としましても、今後とも、県と連携を図りながら地元調整や用地取得等の取組に協力します。
(事業部土木課)

【意見・要望】

泉佐野岩出線（63号）風吹峠から備前までの特に根来交差点から曾屋で沢山の学生が通学や学習塾に使う道ですが、日が暮れると外灯が少ない為、真暗で見通しが悪く治安が悪い為、外灯を増やしてもらいたく要望致します。

それと暗い為なのかマナーの悪い人が犬のフンをそのままにしているのが目立ちます。

【回答】

県道泉佐野岩出線への道路照明灯の設置については、過去より要望しているところで

す。県道への道路照明の設置については、交差点など歩行者の識別が必要な箇所や、道路線形が急変する場所など、運転上危険な箇所について、夜間の交通量や事故の状況を考慮し、また付近の土地所有者との調整を行ったうえ、道路照明施設設置基準に基づき道路照明を検討するとのことでした。

なお、この間の市道との各交差点照明は、すでに設置済みです。

犬のフン放置については、市広報紙等で啓発を行っているとともに、申請に基づき啓発看板をお渡ししておりますので、生活環境課までご相談ください。

(生活福祉部生活環境課、事業部土木課)

【意見・要望】 山崎区内県道東側、歩道に被さる樹木等の伐採依頼

県道岩出野上線東側、歩道に被さる樹木の伐採を所管の県に依頼をお願いします。

1. 区内の小学生は当地を通学路として利用している。
2. 対象木の内特にウルシ系？は成長が早く、度々折れて落下、危険である。
3. 樹木の種が周辺に飛び散り、畑地等に生えて迷惑している。

道路管理者である県とともに現地を確認し、県道上へはみ出していた草木は県で除去していただいています。

今後、道路の通行に支障をきたす場合や危険が生じる場合は、土地所有者と協議のうえ対応していくと聞いています。

(事業部土木課)

【意見・要望】 道路の拡張

県道新田広芝岩出停車場線の当団地よりの出入口にある①用水路は使用していない。

②電柱があり、右折、左折時に交差ができない。対策として、用水路の埋める、また、敷板の設置、電柱の移設。

【回答】

① ご要望の件につきまして、対策案の用水路ですが個人所有地のため、まず土地所有者の協力が不可欠です。今後、土地所有者など関係者の同意を得て自治会から要望書をいただければ、再度現地を確認し必要性の有無を含め検討します。

② ご要望の電柱移設についてですが、所有者である関西電力(株)に確認したところ、前後の電柱・電線の関係上反対車線側等への移設が不可能であり、移設するには個人地(補助線等)の承諾が必要であり難しい状況です。

(事業部土木課)

【意見・要望】

国道24号南側道路の一部が道幅が狭く、曲がっていて見通しが悪いので改善して欲しい。また、用水路も道をまたいで曲がっているため道路が大雨時川になっている。国道24号沿い店舗の駐車場から大量の雨水が土手を伝って滝のように、下の道路に流れ落ちていた。

【回答】

ご要望の箇所につきましては、隣接者から土地の協力を得られなかったことから改善できなかった経緯がありますので、隣接者や地元関係者の同意を得て自治会から要望書をいただければ、現地を確認し必要性の有無を含め整備方法を検討します。

また、道路冠水については、大雨時の冠水状況や下流の通水状況（影響）を確認したうえで検討します。（事業部土木課）

【意見・要望】

梶路～安上の路面を舗装してほしい。

地区内の道、落石防止のネットをもう少し延長してほしい。

【回答】

舗装工事につきましては、林道安上梶路線維持管理事業費で毎年実施していますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、工事実施に当たり、通行止め等のご協力をお願いします。

落石防止ネットについては、令和2年度に要望をいただき計画的に設置し令和4年度で完了しています。今後も地元要望があれば、現地を確認したうえで、危険性、緊急性を判断し、必要性の高いところについて検討いたします。（事業部土木課）

【意見・要望】 山田区内、生活道路のアスファルト修繕について

標記要望につきましては、昨年度と同内容となります。県道粉河加太線：根来方面から齒科前の信号を山側に左折し、複数の団地へ続くアクセス道路ですが、供用を開始して早や50年近く経過しておりますが、地権者間の調整及び古い住宅開発であったことからアクセス道路が市道認定されないまま開発が完了したことは過去の経過から推察できるところであります。しかし、生活道路として使用されている以上、一日に道路を使用する人は非常に多く、危険箇所も多数あることから、何度となく市による修繕を要望しておりますが、私道である為、原材料支給等の対応しか出来ないという回答のみであり、自治会費を用いて、修繕がされているのが現状であります。

そこで、再度のお願いです。例えば、旗竿地のように、限定された人のみが使用する道路であれば、市が説明される「私道であることから」という事は一定理解できますが、不特定多数の人が毎日頻繁に使用する道路である以上、市が説明される「私道であるから」ということについては、理解に苦しみます。再度、ご検討、よろしく申し上げます。

【回答】

ご要望の件につきましては、昨年度回答しているとおり、市道ではないことから市で補修を行うことができませんが、危険な箇所の補修につきましては土木課でアスファルト等の原材料支給の制度（1年で1回の支給：10万円まで）がありますので、ご利用いただき自治会で補修をお願いいたします。

なお、ご要望の道路を市道認定するには、道路内の土地を市に寄付いただくことが必要です。手続きとしては、市道認定要綱基準に基づき抵当権や地役権の設定があれば設定解除を所有者等で行っていただき、その後市に寄付申請を行っていただきます。

必要な手続きは以上で、市への所有権移転登記手続きや認定手続きは市で行いますので、地元区や地権者にしていただくことはありません。手続きについては、市でもお手伝いしますので土木課にご相談ください。
(事業部土木課)

【意見・要望】 近隣道幅せまい

当該マンションと東側の道幅がせまいのと段差があるので、車両が脱輪した時にマンション敷地内の駐車車両に当たり兼ねない。又、南側の道路と側溝との段差があるので危険です。以前にも、車両が脱輪してレッカーが来ていました。

ガードレール設置、対策願いたいです。

【回答】

ご要望箇所の高低差がガードレールの設置基準目安である高低差2m以上に満たしておらず、また、路外の危険度が高いと判断できないため設置は考えていません。

なお、通行の安全性向上のため、消えかけていました外側線の塗り直しと視線誘導用の反射材を設置していますので、ご理解をお願いします。
(事業部土木課)

【意見・要望】

8月16日20時30分頃から22時頃までの大雨により当団地東側の水路の水が溢れ、冠水及び少量の浸水する事態がありました。なお、この場所については、以前に2回岩出市に写真を添えて要望しています。今回の事態について側溝の工事及び道路端のかさ上げ等計画して下さい。即現場確認をお願いします。

【回答】

ご要望の件につきまして、道路の嵩上げ等を施工すれば隣接者への影響が大きいため、隣接者や地元関係者の同意を得て自治会から要望書をいただければ、現地を確認し必要性の有無を含め整備方法を検討します。
(事業部土木課)

【意見・要望】 通学路の安全確保。

歩道の凸凹。歩道や道路のつなぎ目も平坦で無い所も多く、自転車でも通り辛く思います。

【回答】

市では、事業部と上下水道局が連携し、市内を8エリアに分割して、毎月第2週及び第4週において、2人1組で路面の状態等の目視、降車による確認点検を行っており、点検の際、異常を発見した場合は、簡易舗装材による緊急措置やカラーコーン等の設置による安全対策を行い、その後、安全性、緊急性を判断し、必要性の高いところから速やかに専

門業者による補修を実施しています。

なお、市民のみなさまから道路陥没などの通報をいただきましたら、速やかに現地を確認し、その都度対応します。

また、通学路の安全確保という点につきましても、学校や地域等からの通学路の危険個所の報告に基づき、学校、道路管理者、岩出警察署、教育委員会及び関係機関と連携しながら通学路の合同点検を実施し、通学路の危険個所の改修により児童生徒の安全確保に努めておりますので、今後もみなさまのご協力をお願いします。

(事業部土木課、教育部教育総務課)

【意見・要望】市道（里道）の通行障害について

市道（里道）に飛出し注意の看板（表記名岩出市）と私物の赤色カラーコーンが設置されていて、道路幅180cmの所通行幅は70cmしかありません。この道路幅ですと、自転車をおして通行するのに支障をきたすので看板及私物カラーコーンの撤去をしていただけるようお願いします。道路と家屋の間に高さがあり危険です。市道（里道）地上270cmの所を電線を横断させて電気を引込んでいるのはよろしいのでしょうか。

【回答】

ご要望の件につきましては、個人の私有地であり、市において撤去等の指導を行える権限が無いことから、市で対応することはできません。

(事業部土木課)

【意見・要望】

自治会による補修工事について、材料支給10万円分がありますが、昨今、材料の値上がりがあり金額の見直した、材料支給ではなく、工事金額の支給を要望します。

【回答】

原材料の支給については、事業の必要性や緊急性を考慮し、できるだけ多くの地区の皆さまのニーズに対し公平に実施するため、原材料支給制度の上限額の見直しは現在のところ考えていません。

また、原材料支給制度は、受益者において実施する工事に要する材料費を予算の範囲内で支給することから、工事費の支給は考えていません。

(事業部土木課)

【意見・要望】水田引き込み用水路改修工事について

区内に水田（休耕田）がありますが、現在全く手入れもされず（除草等）荒れ放題となっています。又、水田に沿って流れる水路は、背丈程の草が生え茂り、ヘドロ、ゴミ等が溜まり、水の流れを妨げています。時には大雨の際には水田にも溢れています。下にて田んぼに水を取り込んでいますが、水の流れが悪く、何よりも草の種が水路を伝って、田んぼに流れ込み、草が生え茂り、稲の生育も悪く、病気発生の元になっています。

又、近隣の住宅地の住民も、水路の澱み、虫の発生等で非常に困惑していますので、早

急に水路改修工事お願いしたく存じます。

【意見・要望】 水路改修の件

田に隣接する水路が老朽化しています。側壁のコンクリートが劣化してやせてきており、改修を希望します。

【回答】

ご要望の件につきましては、隣接者や地元関係者の同意を得て自治会から要望書をいただければ、現地を確認し必要性の有無を含め整備方法を検討します。

なお、水路につきましては、市営土地改良事業分担金条例や岩出市土木事業施工管理規程に基づき、特に利益を受ける者（受益者）から分担金をいただいていますのでご理解をお願いします。
(事業部土木課)

【意見・要望】 溝の件

田植どきは水が増加します。普段は少しの水が流れます。道を挟んで家の畑がありません。地下水が3ヶ所下から入り込み暑い夏でも湿田になります。

通路も穴があちこちあき危ないです。だけど、いつか知らない間に補修してくれてます。軽自動車を通れる様をお願いします。U字溝、グレーチング、簡単塗装をお願いします。出来ないところあるの分かっております。

【回答】

ご要望の水路の改修につきましては、関係者の同意書添付により要望をいただき過去に事業化しましたが、発注前の現地立会において、隣接土地所有者から過剰な要求があったため、区長の同意を得て仕方なく事業を中止させていただきました。

また、里道の補修については、引き続き材料費を支給できる原材料支給制度をご利用ください。
(事業部土木課)

【意見・要望】

ここ数年、新型コロナの影響で溝掃除が中止されており、草にふさがれている側溝があり、大雨の際の洪水が心配です。

【回答】

市道側溝や水路の維持管理（清掃等）については、暗渠等で維持管理ができない箇所は市で対応しますが、その他の箇所は、地域美観への取り組みとして従来から自治会等の地元関係者にお願いしていますので、今後も引き続きご理解ご協力をお願いします。

なお、市では自治会等の活動を推進するため、毎年、区・自治会に「自治会等振興助成金」を交付しています。自治会等における諸活動（例：コミュニティ活動、道路・溝等の清掃、交通安全対策等）にご使用いただけるよう用途を限定していませんので、こちらの助成金をご活用ください。
(総務部総務課、事業部土木課)

【意見・要望】 一斉溝掃除について

新型コロナウイルス蔓延後、久しぶりに今年5月に溝掃除が実施されました。若者は県外に転出し、足腰の痛みをかかえる人、何らかの疾病のある人達の参加に高齢化という大きな課題が進んでいる事を実感し、新居を築き移り住むようになった若い世帯は班に入らず、協力をお願いしても関係がないと言い、個人主義の人々は知らぬ存ぜぬ状態でした。当地区の堤防下の排水路は泥土が堆積し、草が高く伸び足元すら見えない場所となり、草をひき、泥土を持ち上げて運ぶ事に危険を感じました。今回怪我こそしなかったものの足を滑らせた人が2名いました。大惨事になった場合、自己責任となるのでしょうか？当地区の用排水路の現状を一度調査して頂き、是非ご検討をお願いします。

又、溝そうじ後の参加した家庭に配布するお茶等も高齢者にとっては、負担になってきています。今後、高齢化が進み、やむを得ない事由での不参加が増加していくと思われます。高齢化社会での一斉溝そうじの取り組み方の見直しをお願い致します。

【回答】

市道側溝や水路の維持管理（清掃等）については、暗渠等で維持管理ができない箇所は市で対応しますが、その他の箇所は、地域美観への取り組みとして従来から自治会等の地元関係者をお願いしていますので、今後も引き続きご理解ご協力をお願いします。

なお、水路管理に支障となる雑草が繁茂している法面は春日川の堤防敷であるため、管理者である県で毎年8月に草刈りを実施していますので、地元清掃の日程を事前に教えていただければ、現場状況を見て調整していただけると聞いています。

本市では自治会等の活動を推進するため、毎年、区・自治会に「自治会等振興助成金」を交付しています。自治会等における諸活動（例：コミュニティ活動、道路・溝等の清掃、交通安全対策等）にご使用いただけるよう用途を限定していませんので、こちらの助成金もご活用ください。また、本市では様々な機会において、自治会への加入促進を図っています。

（総務部総務課、事業部土木課）

【河川、ため池】

【意見・要望】 紀の川の堆積土砂の除去や樹木の管理について

当地区では、浸水被害を考える場合紀の川の洪水対策が一つの大きな懸念材料となります。このところ堆積土砂の除去や樹木の伐採等を実施していただき、洪水対策に万全を果たしていただきますことに深くお礼申し上げます。

また、その後も堆積土砂の除去、草木の繁茂対策を実施していただいたと聞いております。今後も引き続き対策をよろしく申し上げます。

【意見・要望】紀の川の管理について

山崎かんがい排水や六箇井用水路の波分川からの排水路、西野での排水路の設置などにより、浸水災害の危険性は少なくなったものと思われ一安心しています。しかしながら、排水先である肝心の紀の川の水はけが悪くは用をなしません。近年、土砂の浚渫や樹木の伐採などを実施していただき、現在は良好な管理状況となっておりますが、この状態が常に続くように、引き続き適正な管理をお願いいたします。

【意見・要望】減災

紀の川の樹木伐採 根来川の浚渫と豪雨時の水位の監視ライブカメラ設置、直下型地震対策等

自然災害の対策について

根来川の水位計は、六枚橋辺りにあるが、R24号の橋桁からの監視カメラを設置して現場に見に行かなくてもいつでも見られるようにして欲しい。紀の川の監視カメラは、国交省が岡田、高塚、大宮神社（岩出橋）、中島、船戸・山崎の5カ所が市内に設置されている。中小河川に監視カメラがないので、早急に設置して欲しい。

また、堆積土の浚渫もお願いします。紀の川の岩出橋下流の両岸に樹木が生い茂ってきています。伐採をお願いしたい。

また、和泉山脈南側を中央構造線（活断層）根来断層、桜池断層、磯ノ浦断層が通っています。この付近には、ため池が多いので早めの対策を。

【回答】

県河川である根来川の監視カメラにつきましては、特に監視が必要な今中地区に設置していただき、令和2年6月1日から稼働していますが、国道24号の橋桁からの監視カメラの設置につきましては、現在のところ設置する予定は無いと聞いています。本市では、県河川の根来川、住吉川、相谷川、古戸川、春日川への設置を平成30年度に要望し、古戸川、春日川につきましては令和元年度から稼働しています。

なお、浚渫につきましては、今後も堆積状況を注視し、緊急を要する箇所から順次実施すると聞いています。

紀の川の樹木伐採につきましては、従前から国土交通省に要望しており、平成29年度から山崎かんがい排水路の下流域を実施していただき、平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として毎年取り組んでいただいています。

また、堆積土砂の除去につきましては、平成29年10月の台風21号による紀の川の増水に伴い、浸水被害の情報共有及び効果的かつ効率的な整備を目的に設置された「紀の川流域における浸水対策検討会」の中で、国土交通省に対し岩出橋下流域を要望し、令和元年度において山崎かんがい排水路付近で実施いただいています。令和3年度からは新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、引き続き山崎かんがい排水路の下流域の堆積土砂の除去や樹木伐採を実施していただくとともに、令和4年

度は、堆積土砂の除去と樹木の再繁茂対策として令和2年度伐採箇所の子木踏み倒しを実施する予定と国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いています。

これら紀の川の堆積土砂の除去や樹木伐採等の要望につきましては、令和元年度から毎年、国土交通省近畿地方整備局長に対しても要望しています。

ため池の改修事業につきましては、平成25年度より県が策定した「ため池改修加速化計画」に基づき、補強対策を計画的に進めています。県が平成29年度から改修工事を実施していた根来地区の住持池は令和3年3月に完了し、山地区の大池は令和元年度から工事に着手し、令和4年3月に完了しています。

また、根来地区の丹生池については、令和3年度に市において事業計画書を作成しており、今年度は県の事業検討委員会において事業採択に向けた検討を行います。

根来地区の桃坂新池については、今年度市において事業計画書を作成しており、今後改修に向け取り組みます。

ため池の改修工事については、ため池の受益面積により事業主体が県、市に分かれますが、今後とも県と連携を図り早期に完了できるよう取り組みます。

なお、本市では、これまでもため池の管理者に対し、草刈りの実施や大雨前に池の水位を下げるなど適正な管理の指導を行っていますので、今後も同様にため池の保全と適切な貯水管理の指導を行います。
(事業部土木課)

【意見・要望】 浸水対策について

根来川上流において工事中の藤崎井からの「山田川排水路」が完成すると、さらなる安堵につながるものと思います。この工事の進捗はいかがなものでしょうか？

【回答】

山田排水路の事業は、国営総合農地防災事業として農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所で実施いただいております。令和4年度完了を目指して工事を進めていただいております。地域の皆様のご協力により、現在市道野上野清水線と市道野上野中迫線との交差点付近（流出水槽）から中迫団地北側中央部（流入水槽）までの推進工事が完了しています。

なお、工事期間中は通行規制等でご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

(事業部土木課)

【意見・要望】 根来川の工事について

当地区では、川と住宅が近接しているところが多く、最近の予測できないような災害が起こると、家まで流されないかと心配します。根来川の改修工事について、順次工事を進めていただいているとは思いますが、早期完成をお願いすると合わせて、進捗状況について見通しはいかがなものでしょうか。

【回答】

根来川の河川改修については、平成30年度から前田2号橋（市道山西国分線）の改築に着手し、新增穂橋までの区間については令和4年度の工事により整備が完了しています。引き続き増穂橋から後明橋までの下流区間を整備するとともに、前田2号橋上流部についても整備を進めていくと県から聞いています。令和4年度については、護岸工事に加えて用地取得を進めていただいております。今後、用地取得が完了した区間については、施工順序を勘案しながら順次工事を進めていく予定と県から聞いています。

つきましては、市としましても一日も早い工事完了に向けて県と協力して事業を進めます。

なお、県河川事業の推進については、今までも市政懇談会に寄せられた要望などをもとに、早期完成に向けて強く要望するなど県に対し積極的に働きかけを行っており、また市長会を通じて県知事に対し、更なる事業費の確保について要望しています。

（事業部土木課）

【意見・要望】

根来川拡幅工事進めて頂き有難うございます。

いづどこでも災害が起きてもおかしくない昨今、根来川の中に大木、草が大量に茂り、大雨の災害などで被害を受けることが予想されます。災害が起きてからでは間に合いません。是非県への働きかけよろしくお願い致します。

【回答】

根来川の河川管理者である県に確認したところ、要望箇所については、草木の繁茂が著しいことを確認したため、伐採を実施していただいております。

また、土砂の浚渫についても確認しており、現在のところ浚渫の予定はありませんが、堆積状況を注視いただいております。

（事業部土木課）

【意見・要望】 住吉川改修について

住吉川の改修事業が目に見えて進み、近い将来、浸水の心配のない地区になることが現実のものとなってきました。大変感謝いたします。しかしながら、現在の気象は異常な状態であり、観測史上初の降雨災害が全国各地で発生している状況でありますので、少しでも早く完成することを願います。工事の現状と見通しをお教えてください。

【回答】

住吉川の河川改修について、令和2年度から国道24号より上流側の護岸工事に着手しています。現在は、整備に時間を要する六箇井用水路との交差部において、六箇井用水路のバイパス水路を先行して整備するとともに、国道24号から上流側への護岸整備についても、順次進めていただいております。つきましては、市としましても、一日も早い工事完了に向けて県と協力して事業を進めます。

なお、県河川事業の推進につきましては、今までも市政懇談会に寄せられた要望などをもとに、早期完成に向けて強く要望するなど県に対し積極的に働きかけを行っており、また、市長会を通じて県知事に対し、更なる事業費の確保について要望しています。
(事業部土木課)

【意見・要望】住吉川と六箇井の交差部の工事について

現在、県道小豆島岩出線の住吉川と六箇井が交差する部分において工事が進められています。以前の説明で六箇井の水を住吉川に放流することにより、当地区の浸水被害の軽減が図られると聞いたと思います。進捗見通しはいかがでしょうか。早期の完成を望みます。

【回答】

六箇井水路住吉川放流工の事業については、国営総合農地防災事業として農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所で実施していただいています。令和4年度は、住吉川河川工事に影響がない河川区域外について、分流工、流入水槽、導水路及び管理用道路の工事を実施します。

また、令和5年度も県による住吉川改修工事を行うため、令和6年度に住吉川河川区域内の放流工、管理用道路、分流ゲート及び遮断ゲートの工事を発注予定ですが、和歌山平野農地防災事業所からは、早期効果発現のため令和5年度に施工したい旨の意向を示されていることから、少しでも前倒し出来るように県の河川工事と調整を図ります。

なお、工事期間中は通行規制等でご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願い致します。
(事業部土木課)

【意見・要望】船戸池の安全性の確保について

昨今、テレビ等で見ておりますと、記録的な豪雨により、土砂災害がよく起こっているのを見かけます。船戸池も老朽化し、堤などはいつ崩れるかと心配しております。災害により土砂災害をこうむることの無いように、余水吐けを下げ、池にたまる水量を減らしていただけないでしょうか。

また、それに伴い放流路も整備していただければ、下流で水があふれたりすることも無いと思います。ご対応よろしくお願い致します。

【回答】

本市では、未改修であるため池を対象に防災工事等を円滑に実施するため、令和3年度から劣化状況、豪雨耐性評価を計画的に行っています。船戸池は、令和3年度に劣化状況、豪雨耐性評価を実施し、対策が必要との結果になりましたので、令和5年度に防災対策検討業務を行う予定です。

なお、これまで同様、草刈りの実施や大雨前の水位調整など適正な管理を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

また、放流路の整備につきましても、防災対策事業の中で隣接者や地元関係者の同意を得て実施します。
(事業部土木課)

【公園】

【意見・要望】

5月の一斉清掃以外で、公園の除草剤をまくなどの清掃を年に何回か個人でしています。それにつきまして、市の方でも何らかの対策と、ゴミ袋の配布をお願いします。

【回答】

宅地開発により市に帰属された公園につきましては、日常管理を区・自治会等に行っているところですが、本市においても雑草対策として、公園面積に応じて除草剤の支給を行っていますので、都市計画課までご相談ください。

また、公園の清掃に伴うゴミ袋の配布については、事前に申請いただければボランティアゴミ袋をお渡ししますので、生活環境課までご相談ください。

(生活福祉部生活環境課、事業部都市計画課)

【意見・要望】

自治会内の公園は、岩出市に移管されていますが、保守点検等は岩出市の方で行って頂いているのでしょうか？

【回答】

公園の管理につきましては、日常管理を区・自治会にお願いし、財産管理並びに施設の修繕等は市が行うこととして、地域の皆様と一体となった協働管理をお願いしているところです。

ご質問の保守点検につきましては、専門業者による遊具点検を3年毎に実施しており、点検の結果、不具合があった場合は市で修繕等を行っています。

直近で実施した令和2年度の遊具点検では、貴自治会内3か所の公園に設置された遊具のうち、滑り台の滑走部側面、ブランコの座板、砂場の枠に不具合があり、令和3年度までにすべて修繕済となっています。

次回の専門業者による遊具点検は、来年度実施予定ですが、市においても、公園を巡回した際には簡易な点検を実施しています。

なお、区・自治会における日常管理の中で気付かれた点等ございましたら、都市計画課までご連絡いただければ現場確認のうえ対応いたしますので、ご協力をお願いします。

(事業部都市計画課)

【意見・要望】

休日、さぎのせ公園は若い夫婦と大勢の子供達で賑わっています。駐車する場所が少ないのが気になります。

同じ様な小さい子供達が楽しく安心して遊べる所がもっと増えれば良いと思います。

【回答】

さぎのせ公園の駐車場については、北駐車場132台、南駐車場10台の計142台分を用意しています。また、ゴールデンウィーク等混雑が予想される時期については、隣接する那賀浄化センターの敷地をお借りし、臨時駐車場を設置するなど対応を行っています。

また、新たな大規模公園の計画は現在のところありませんが、車で利用できる公園としては、「和歌山県植物公園緑花センター」や岩出市堀口の「交通公園」のほか、岩出市西国分の「東公園」についても防災機能を備えた公園として再整備し、令和4年度中にオープン予定となっていますので、さぎのせ公園含めご利用をお願いします。

(事業部都市計画課)

【意見・要望】旧岩出町火葬場の跡地について

区域内に所在することから関係各区から管理費を頂いて草木及び竹の伐採を行っていますが現状の予算では厳しいものがあります。不法投棄、大木の伐採及び6月～7月にかけての筍折りに苦慮しています。全国では公園として憩いの場に再利用している地域もある事例から市としてのお考えをお聞かせ下さい。

【回答】

ご要望の場所への公園の計画はございません。

ごみの不法投棄については、市広報紙やウェブサイトで啓発するとともに、市職員による不法投棄パトロールを実施しています。

なお、大木、竹の伐採後の処理につきましては、事前にクリーンセンターに相談いただき、持ち込んでください。

また、市では自治会等の活動を推進するため、毎年、区・自治会に「自治会等振興助成金」を交付しています。自治会等における諸活動(例：コミュニティ活動、道路・溝等の清掃、交通安全対策等)にご使用いただけるよう用途を限定していませんので、こちらの助成金もご活用ください。(総務部総務課、生活福祉部生活環境課、事業部都市計画課)

【観光、産業】

【意見・要望】地方創生 半導体でこ入れ「国家事業に」経済産業省

岩出市の将来について

企業誘致が必要。そのためには、まとまった土地が必要になってくるので、農地、宅地、商業地（雑種地）の線引きを変更して、今の継ぎ接ぎだらけの土地活用では難しい。

岩出市は、パチンコかラーメン、スーパーの町になってきている。労働生産人口（15歳～60歳）が増加をしないと将来の税収が心配です。そのためには、企業誘致をして雇用を生み出せるように。根来にICができ物流拠点にして、また、関空に近い利点を活かし、将来は、豊田市、京都市、山梨県忍野村のようなまちに。

岩出・泉佐野線の早期4車線化を望むが、大阪府側の協力が必要ではないか？岩出市側は4車線になっているが、これでは、扇風機の裏側になってしまう。

2021年6月経済産業省から半導体戦略という国内産業基盤の強靱化で半導体不足解消、デジタル社会を支える重要産業、半導体企業を。熊本のようなきれいな水が必要。

日本のように借金（多額の国債）があると消費者物価が上昇した時や景気が良い時に金利をあげられない。早急にプライマリーバランスを黒字化して、地方自治体が、地方交付税がなくてもやっていけるように自立して欲しい。

【回答】

京奈和自動車道や県道泉佐野岩出線などの整備により本市の交通アクセスは飛躍的に良くなり、岩出・根来インターチェンジ周辺では「三菱電機冷熱システム製作所 岩出物流センター」のほか、「株式会社松源プロセスセンター」が進出し、また新たな企業についても開業に向けて準備を進めるなど企業の立地が進んでいます。

また、大型商業施設の再開発などにより地域の活性化が進んできています。

本市では、企業団地の造成等による企業誘致は実施していませんが、前述のように新たに市内へ進出を希望する企業からの申し出があった場合には、速やかに対応できる体制をとっています。

なお、今回、ご意見をいただきました、半導体やデジタル技術を活用した企業からの進出希望などは、現在のところありませんが、このような申し入れがあった場合には、速やかに対応いたします。

また、ご意見をいただきました、岩出・泉佐野線の早期4車線化に関して、県道泉佐野岩出線の大阪府側については、従前から関係市町などで構成する「府県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会」により早期完成を要望していました。大阪府側の暫定2車線を含む全線供用、和歌山県側の4車線全線供用により当初の目的が概ね達成されたことから「府県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会」は令和元年8月に解散しましたが、大阪府側4車線化については、道路の利用状況や交通量増加の見込みなど検討いただいています。

（事業部土木課、産業振興課）

<p>【意見・要望】映画館・倉庫型スーパー（コストコ）を作ってほしい 岩出市内にあると便利なので要望します。</p>
<p>【回答】 映画館や倉庫型スーパーなどについては、事業者の経済活動として行われる事業です。 なお、事業者からの申し出があった場合には、各種許認可等（大規模小売店舗立地法等）の相談に対応できる体制をとっています。 （事業部産業振興課）</p>

<p>【意見・要望】岩出のお土産って何に?!（岩出のお土産を作っては？） 私はふる里を離れ60年和歌山市を経由して岩出に住みついた（岩出在住45, 6年）ふる里に帰るたびお土産に困る。親兄弟・親戚に岩出の土産は何もないのか?とよく尋ねられる。「お菓子や饅頭等は何もない」と答え名物は根来大唐と答えると「それなに」と言われる・・・これが名物の土産だと言えないのが残念でならない!! 岩出も人口が6万人近くあり市民の英知を募集すればそれなりのアイデアも集まり、品評会を何回か繰返し実施すれば他の自治体に負けない様なお土産が出来るのではないのでしょうか?岩出のお土産作りを提案します。</p>
<p>【回答】 本市では、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の移築にあわせ、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業の一環として、「ねごろ歴史資料館」や「ねごろ歴史の丘物販・情報施設」の整備を行い、地元観光関連事業者と協力し、観光客の誘致を進めているところです。新たな取り組みとして、「岩出根来」をイメージした商品のパッケージデザインや商品開発を推奨し、来訪者及び遠方者へのお客様に喜んでいただけるお土産物づくりを観光関連事業者とともに進め、オリジナル商品として「ねごろ天井花絵クッキー」、「うすかわまんじゅう」や「紀州五色バウム」などの菓子類のお土産を開発し、既に販売しています。 また、他のお土産物としては、黒あわび茸製品、あられ、日本酒、根来塗などの和歌山県優良県産品に認定された商品もございます。これらの商品は、道の駅ねごろ歴史の丘においてすべて取り扱っていますので、是非お土産物としてご利用ください。 （事業部産業振興課）</p>

【上水道、下水道】

【意見・要望】水道施設改築更新事業について

①災害時の対応状況について

近隣の上水道事業者との緊急連絡管の整備状況を教えてください。

②上水道エネルギー有効利用について

直結給水方式は、全国的に普及・促進がはかられています。並びに、厚生労働省も推奨していますので、今後の市の考え方を教えてください。

【回答】

①緊急連絡管は、紀の川市と1箇所、和歌山市と2箇所で接続しています。

紀の川市とは、市道山西国分線（農免道路）の市境界で平成17年度に緊急連絡管（φ150）を接続しています。

また和歌山市とは、県道粉河加太線の市境界で平成19年度に緊急連絡管（φ200）を接続し、県道船戸海南線の市境界で平成24年度に緊急連絡管（φ150）を接続しています。災害時には相互に連携して、安定した給水の確保を図ります。

②本市では、平成27年度に給水装置設計基準書を策定し、一時的に多量の水を必要とする建物に給水する場合や、常時一定の水圧を必要とする建物に給水する場合等の条件に該当しなければ、2階建まで直結給水方式を許可しています。

ただし、状況によっては、量水器の増径や量水器の個別設置を行っていただく必要があります。直結給水方式の採用につきましては、今後も継続します。

（上下水道局上水道工務課）

【意見・要望】下水道料金の算出について

現状、上水道100排出に対し、下水道処理として100の料金が算出されていますがどのような根拠として算出されていますか？和歌山市の一部では上水道100に対し、下水道処理は50とされているようです。

岩出市は現実的に上水道100排出に下水道100というのはならないはずですが、トイレ、風呂も排出して処理となるが飲料水、菜園での使用などの排出は100%下水道に直結するものではないと思います。

同じ岩出市でも下水道料金が発生していない地区もありますので再度下水道料金についてご検討いただきたく思い願います。

【回答】

本市では、衛生的で文化的な街づくりをめざして公共下水道の整備を進めています。通常、ご使用になられた水道水は、そのほとんどが公共下水道管に排出されることから、水道の使用量を汚水の排出量とみなして算定しています。これは汚水の排出量を測定しようとするとコストがかかることから、合理的かつ経済的に下水道使用料を算定するた

めであり、現時点では、現行の下水道使用料算定を維持したいと考えています。

また、和歌山市の一部は、農業集落排水施設により下水処理をしており、その施設使用料が公共下水道の使用料に比べて安価になる場合がありますが、本市では農業集落排水施設はありません。

なお、下水道整備には多額の事業費を必要としており、その運営は使用料で賄っていかなければなりません。そのため、公共下水道への早期接続が図られるよう努めていますので、ご理解、ご協力をお願いします。
(上下水道局上下水道業務課)

【意見・要望】区内、公共下水道事業について

公共下水道工事について、岩出市では、県下でも他市に先駆けて取り組まれていると認識しております。しかし、当区については、令和2年から令和5年までの岩出市での社会資本総合計画の計画図で見ると、下水道法による事業計画区域にも、未だ入っていないと思います。

更には、令和3年度から着手している第6期計画区域にも入っておりません。

下水道事業を進める上で、整備の進捗が容易に進めることが出来る地域を優先的に行うことは理解できますが、当区のような旧村地域や昭和初期の旧開発団地についても岩出市において、今後、下水道事業を進める上で、事業計画区域として位置づけていただけるように、ご検討よろしくをお願いします。

【回答】

岩出市公共下水道事業の全体計画は、市内のほぼ全域、面積1,420ha、人口53,200人の汚水を処理する計画となっています。平成13年度の事業着手以降、計画的に事業計画区域を拡大し、令和9年度末面積1103haの完成に向けて整備を進めています。

下水道の整備には、多額の事業費が必要であり、その使用料で運営を行うため、市民の皆様の早期接続が大変重要です。今後、新型コロナウイルス感染症に伴う財政への影響や、接続が進まない状況によっては、令和12年度での整備完了目標の見直しを行います。貴区、自治会付近での下水道整備は、令和10年度以降の整備区域として進めます。

なお、私道に下水道整備する場合は、土地所有者全員の承諾・沿道住民の接続申請等、一定の条件が必要となりますので、詳しくは、下水道工務課までご相談ください。

(上下水道局下水道工務課)

【教育、社会教育・スポーツ施設】

【意見・要望】岩出市立中学校の校区について

岩出市では、山崎北小学校と中央小学校だけが、岩出中学校へ行く地域と岩出第二中学校に行く地域に分けられています。小学校の6年間で培われた子ども達の友情が住んでいる地域によって分断されることとなります。

人口が増加し、岩出第二中学校ができた時に決定されたものと思いますが、その頃から比べると子どもの人数はどうなっているのでしょうか。

可能であるのなら、小学校単位で同じ中学校に進学できるようにしていただけないでしょうか。

【意見・要望】山崎北小学校の児童の進路について

山崎北小学校の6年生の子を持つ保護者ですが、中学校は第二中学校に行くこととなります。今年の山北の6年生は121人で、そのうち第二中学校に行かなければならないのは十数人だそうです。とてもかわいそうです。山北小学校の6年生全員が同じ中学校に行けるようにしてあげてください。

【意見・要望】中学校の校区について

山崎北小学校から岩出第二中学校へ通学する子が、あまりにも少なすぎると思います。山北の校区の一部だけ分けられているのも疑問に思います。小学校単位での校区に変更して欲しいです。

【意見・要望】

同じ小学校で6年間過ごして仲良くなったお友達が家もすごく近いのに地区によって行く中学校が決まっていて離れてしまう事、すごく残念に思います。半分半分ぐらいに分かれてしまうのなら仕方ないのかな？とも思いますが、ほとんどの子供達が小学校の仲間と一緒に同じ中学校に行くのに少人数が違う所に行かないと行けないのはなぜ？選択肢があってもいいのかな？と思います。

私の住宅地は30軒ほどが集まっています。同じ住宅地なのに3つも住所が分かれています、おとなり同士なのに違う中学校になります。家の前の人はこちら、となりはあっちと、中学校はバラバラ…。子供たちは少人数の方の中学校へ行かないといけなと思うとすごく心細いですよね…。

子供達が少しでも心、安心して、楽しく小学校から中学校へと行けるように、良い方向に改善して頂けると幸いです。宜しくお願いします。

【回答】

山崎北小学校の校区のうち、岩出第二中学校へ進学する児童の割合については、例年2

0～30%程度で推移しています。

今年度につきましても、令和4年9月現在、山崎北小学校のうち岩出第二中学校の校区に住んでいる児童の割合は約25%であり、約30人の児童が令和5年度に岩出第二中学校へ進学する見込みとなります。このような状況の中、山崎北小学校の6年生全員が同じ中学校に通うためには、それに見合った教室数の確保が必要となりますが、仮に全員が同じ学校に通うとなると、いずれの中学校にしても教育上必要な教室数を上回る学級数となってしまいます。

将来について試算しましても、少なくとも令和5年度に小学校へ入学する世代が中学校へ進学する頃（令和11年度）でもまだ、教室数は不足します。

かつて、生徒数の増加により岩出第二中学校が設立された時（昭和62年）には、岩出中学校939人、岩出第二中学校には792人が在籍しており、令和4年9月現在の岩出中学校711人、岩出第二中学校625人と比べると、より多くの生徒が在籍していました。しかし、当時は1学級40人編成であったこと、特別支援学級の数が少なかったこと等により教室数の確保が可能であったものの、現在の1学級35人編成という制度と、特別支援学級が増加している状況においては不可能です。

このように、現時点では、いただきましたご意見・要望に沿える状況ではございませんが、今後も少子化が進むと想定される中、将来的には対応可能となる状況が来るものと考えられますので、教育委員会においては児童生徒数の推移に注視し、重要な課題として検討を続けていきたいと考えていますので、ご理解いただければと思います。

（教育部教育総務課）

【意見・要望】岩出図書館について

7月に発表された全国学力テスト 中学生は 全国47都道府県に対し、国語は47位であった。読書離れが進み、市内小さな図書館はまばらにあるが、岩出図書館は車でしか行けなく子供のみで自転車では行けなく不便である。しかし、施設はとてもいいので、せめて自習をさせてほしい。本を読む人の為のイスと机だからと説明があったが、休日の図書館はイスの利用は2～3割くらいに感じる。

自習が出来るのは、中央公民館図書室のみで、正午～13時に一度退出しないといけないなど、利用しづらく思う。図書館を有効活用する為にも、自習もでき図書も読めると勉強環境にとってもいい。

また、コロナ対策で図書館を閉鎖した時、隣接する市よりかなり長期の休館であった為、和歌山市まで図書を借りに行った。

海南市のノビノス、和歌山市民図書館は、無駄なく施設を運用している。2つともに学習スペースは、小学生から大人まで利用し、土日は開館時間までに30名はならんでいて、テスト前になると満席になる。

また、学習スペースの混雑状況をスマホで確認でき便利である。

【回答】

岩出図書館(中央公民館を除く分館・分室含む)の閲覧席は、図書館資料を用いての読書や調査研究を行うためのものとして限定して設置していますので、図書館資料を用いないすべて持込みでの学習については、ご遠慮いただいているところですが、図書館にある辞書やその他の参考図書を用いての学習については、閲覧席をご利用いただいています。

なお、図書館資料を用いないすべて持込みでの学習は、中央公民館図書室、各公民館に設置している学習支援ルームをご利用ください。

臨時休館中は、本市在住・在学・在勤の方に対して、インターネットや電話でご予約いただいた本の貸出を行いました。

また、岩出図書館では、令和2年12月から岩出市電子図書館「いわでe-Library」を開設していますので、電子書籍の活用も周知させていただいています。

臨時休館中の対応については、その都度、岩出図書館ウェブサイトや岩出市安心・安全メール配信サービス等でお知らせいたしますので、その際はご確認をお願いいたします。

(教育部岩出図書館)

【意見・要望】 公民館等の利用について

現在、多くの公民館は午前中の利用予約ができません。何故でしょうか。2013.9の市議会でも公民館の午前中利用についての質問があったようですが、その際は「要望がないから」とのことでした。今後市民から要望があれば、午前中の利用も可能ですか。日頃から市民にとって、使いやすい公民館になることを願います。

【意見・要望】 地区公民館の使用時間について

現在、限られた施設以外の地区公民館は午後からしか使用できません。

地域では市役所包括支援センターの方で行われたげんき体操等の講習会修了者の方が自主グループを立ち上げて活動されていますが、限られた時間帯で、しかも市の行事などが優先されていて、会場の使用予約が取りづらくなっています。

居住地の近くで、集まりやすい地域の公民館でも午前から活動できるように使用時間を拡大していただきたく願います。

【回答】

公民館につきましては、市の行事のほか、自治会や子育てサークル、文化活動団体等など幅広くご利用いただいているところであります。他の団体の利用と重なることでご希望どおりに予約していただけないこともあるかと思いますが、ご理解いただき他の時間帯や曜日、他の公民館の利用についてご検討いただきますようお願いいたします。

昨年から、新型コロナウイルス感染症の対応で総合保健福祉センターの利用を制限していることもあって、元々総合保健福祉センターの施設を利用して活動されていた団体が公民館を利用されるようになり、予約が取りづらいこともあります。

公民館の開館時間につきましては、市内に8館ある公民館のうち、岩出地区公民館、上岩出地区公民館、中央公民館の3館が午前からの開館、山崎地区公民館、紀泉台地区公民館、根来地区公民館、桜台地区公民館、船山地区公民館の5館は午後からの開館となっており、各公民館の利用状況などを考慮して定めています。

午前からの開館を求めるとありますが、現在の利用状況にあっては3館での対応が適切であると考えています。

なお、今後も利用状況や市民の皆様からのご要望などに応じて引き続き開館時間について検討するとともに、市民の皆様が利用しやすい公民館となるよう施設整備を行うなど適切な管理運営に努めます。
(教育部生涯学習課)

【意見・要望】 高齢者用スポーツ施設整備事業について

今回計画されている紀の川左岸は河川区域内の高水敷が明確ではありません。市民からの要望に川の流れが良くなるように木の伐採・浚渫もお願いしている状況で、過去の大雨による記録で計画施設が流出する可能性があると考えられます。(平成6年台風26号の雨量により船戸水位観測所で警戒水位を突破している。)

紀の川右岸については、旧の堤防から大正時代に構築された堤防(現県道)間の高水敷が明確です。高水敷内に現在サイクリングロードが整備され、ウォーキングする姿を良く目にします。併せて、大宮緑地総合運動公園もあります。多くの方が利用されています。右岸側に施設を整備された場合、高齢者と若者世代間の交流も出来ます。駐車場の併用利用もでき、大宮緑地総合運動公園の施設も充実され、両施設の相乗効果が生まれるのではないのでしょうか。施設整備事業の位置について、再考慮をお願いします。

【回答】

高齢者用スポーツ施設整備事業につきましては、平成29年3月8日付けで岩出市議会より提出された「高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書」に基づき進めているところです。現在、市施設の屋外体育施設や都市公園、農村公園全てが紀の川の北側に設置しています。バランスを保つため新施設は南側に計画し、紀の川左岸が施設に適した場所として決定しました。

なお、ご意見にありました大雨による施設の流出ですが、今回の計画の中で、施設への影響を極力受けまいよう、河川管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と協議します。
(教育部生涯学習課)

(参考)

屋外体育施設：大宮緑地総合運動公園、若もの広場、岡田スポーツ広場、根来総合運動広場

都市公園：さぎのせ公園、大供公園、荒神公園、蔵谷公園、芝引公園、東公園、大宮緑地、根来公園墓地

農村公園：水栖大池公園、新坂ふれあい公園、押川ふれあい公園、境谷ふれあい公園

【意見・要望】 高齢者スポーツ施設への安全な進入路について

新岩出橋の開通や旧県道との交差点改良により、紀の川南詰交差点からの出入りも大変しやすく、交通渋滞も解消され大変便利になりました。その反面、高齢者スポーツ施設への降り口までには交差点の横断と道路わきの歩行が必要となり、少し危険も感じるようになりました。

現在船戸陸閘のところに降り口がありますが、階段が急で通行が危険に思われます。この階段をスロープ等に改修していただければ、交通量の多い箇所を通らずに安全に利用できるようになると思いますので、是非とも整備をお願いいたします。

【回答】

ご要望いただきました階段をスロープに改修する件ですが、河川管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所より現在設置されている階段は、陸閘の管理用階段であり高齢者用スポーツ施設への進入路としての利用は出来ないと指導をいただいていますので、新たに高齢者用スポーツ施設への進入路及び地震時等の避難経路としてスロープ設置を国と協議します。 (事業部土木課)

【行政全般、その他】

【意見・要望】 自治会の財源を確保するための施策（自治会費除く）

【回答】

自治会の財源を確保するための施策の一つとして、地域コミュニティの育成を図るとともに、地域住民団体が実施する資源ごみの集団回収を奨励する「岩出市集団資源回収事業奨励金」という補助制度があります。資源回収の対象品目は、新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック、アルミ・スチール缶であり、回収量1kgあたり4円の奨励金を交付していますので、生活環境課までご相談ください。

また、本市では自治会等の活動を推進するため、毎年、区・自治会に「自治会等振興助成金」を交付しています。自治会等における諸活動(例：コミュニティ活動、道路・溝等の清掃、交通安全対策等)にご使用いただけるよう用途を限定していませんので、こちらの助成金もご活用ください。

地区集会所の整備を行う際は、区・自治会に対し、地区集会所整備事業補助金を交付していますので、こちらも併せてご利用ください。(総務部総務課、生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】 交付金600円の引き上げを

かねてから要望していますが、50軒までは1戸当たり600円は、市発足から一度も見直しされていません。市税収もそれなりに増収され、内部留保も15億円以上と聞いています。特に最近の物価高は深刻です。10年以上経ってもそのまま。自治会が活気ある

ものに是非とも引き上げを！！

余談ですが、コロナ前の懇談会会場で「600円の根拠は何か」と質問すると担当課長が「根拠はありません」と平然と答弁。木で鼻をくくった答弁に場内は呆然、苦笑も出ました。当事者の責任において「なし」の答弁はいかがなものか。明確に、そして善処を。

【回答】

区・自治会等振興助成金は、区・自治会の運営に要する経費の一部を助成することで、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的としており、現在のところ、助成金の引き上げ予定はございません。

市といたしましては、区・自治会活動への支援として振興助成金のほか、地区集会所整備事業補助金、飛び出し注意看板の支給、防犯灯の設置、清掃ボランティア用ゴミ袋の配付などがあり、自治会活動に対する補助等についてご案内していますので、総務課総務法制係までお問い合わせください。
(総務部総務課)

【意見・要望】地方創生臨時交付金の活用について

交付金の趣旨に則った形で多くの市民がその恩恵を受け、納得の対策を講じてほしい。

8月広報で「一人親世帯への給付金一人5万円」とあるが限られた世帯である。広報にはないが「給食費の材料高騰分の補填」は、給食費の現状維持で、大したものではない。近隣の紀北地域の行政では、・水道基本料金7～9月免除・小中学生一人50枚マスク配布・商工業者上限10万円の経費負担・今年度誕生の新生児に一律10万円・農園芸ハウスの燃料費の助成・市民一人当たり5,000円の商品券・プレミアム付商品券発行など、色々ありますね 岩出市はケチと言われぬように!!

【回答】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じた感染症対応を図るため、令和2年度から交付されており、これまで本市において、令和2年度では6ヶ月分の水道基本使用料の免除、プレミアム付き商品券の発行、妊婦応援給付金、事業所支援給付金などを実施しました。令和3年度では、プレミアム付き商品券の発行、事業者応援給付金などを実施しました。

なお、交付金を活用し実施した事業については、事業効果の検証を行ったうえで、市ウェブサイトにて公表していますのでご参照ください。

また、令和4年度における支援事業については、水道基本使用料の免除（6ヶ月分）及び学校給食食材の高騰分の補填を実施いたします。

「支援が少ないのではないか」などのご意見をいただいておりますが、一方で、「用途が適切であるのか」、「バラマキ競争になっているのではないか」などのご意見もいただいております。本市では、事業対象のバランスを十分検討したうえで、事業を計画していますので、ご理解、ご協力をお願いします。
(総務部財務課)

【意見・要望】地目変更について

1. 農地から宅地に変更の場合、区長水利委員の印鑑必要
2. 雑種地から宅地変更の場合、市役所承認が良い（地区の住民が把握できないのは問題ではないか）

例・テナントの場合、悪臭・ヘドロに関する問い合わせ

- ・ 化学工場、産廃処理場の場合、悪臭・環境問題に関すること
- ・ 高層ビルの場合、日照権の問題

【回答】

農地から宅地に変更する場合は、農地法における農地転用許可申請が必要であり、和歌山県が定めた農地法関係事務処理手引きに基づき事務を進めています。許可申請に係る添付書類として、区・自治会及び水利権者の同意書（押印不用）又は、同意が得られない場合は経過書の添付を求めています。

雑種地等で計画している開発行為等が一定の規模以上の場合、法に基づく許可や条例に基づく協議が必要となります。市では協議が必要となる開発行為等に対し「岩出市開発事業に関する条例」に基づき、その事業内容について事業区域の近隣住民や自治会等への周知説明をおこなうよう、事業者には義務づけています。

開発事業にかかる汚水処理は、公共下水道への接続か合併浄化槽の設置かのどちらかになるため、適切な汚水処理が実施されます。

日照権は民事的な問題ではありますが、法令上の建築物の高さに関する制限として、県の建築基準法に基づく、道路や隣地との距離などを基準とした制限があります。

開発等により悪臭・ヘドロ・日照権の問題等の環境問題が発生した場合は、現地確認のうえ、各種関係法令に基づき対応してまいります。

なお、雑種地から宅地への地目変更は、不動産登記法に基づき法務局に申請が必要です。

（生活福祉部生活環境課、事業部都市計画課、上下水道局上下水道業務課、農業委員会事務局）

【意見・要望】小規模宅地開発について

農家の継承者がいないのか田畑が小規模宅地に変わってきて素敵な家が建っています。

しかし、隣の団地に行こうと思っても道路のつながりがなく大回りしないといけないところを多く見かけます。

①小規模宅地の造成は全体としてつながりがあるようには思えません。救急や消防の活動にも支障を及ぼすではありませんか？

②農業の継承と雇用を生み出し、特産品を売り出す、農業団地みたいな構想はないですか？

【回答】

①市では災害や緊急時の車両通行や道路交通の円滑化など、生活道路の利便性を高めるための道路環状化対策を主要施策に掲げ取り組んでおり、民間事業者が行う分譲開発についても、周辺道路の状況に応じ可能な範囲での既存道路との接続を指導しています。

(事業部都市計画課)

②本市では、農業の担い手を確保するために、就農相談、経営定着までの支援、また、関係団体等と連携した農産物の高付加価値化、ブランド化を促進するなど、農業の振興を努めています。

農業団地については、現在構想はございませんが、第3次岩出市長期総合計画にもとづいて、意欲ある担い手への農地集積など国・県と連携して、市の農業振興の活性化を図りたいと考えています。

(事業部産業振興課)

【意見・要望】地籍調査 誤登記事件の長期間放置について

平成22年3月発覚した、『地籍調査課が地権者の合意通りに登記しなかった事件』で、地籍調査課がその非を認め「課の責任と費用で、地積更生・地図訂正を速やかにおこなう。」と発行した公文書が、12年間不履行のままです。

当初、地籍調査課長が約束した内容の、完全なる修正登記は、その後、部分的修正登記申請にと企てられ、私の指摘には、「ずっと登記せずに放っといてやる！」と、同課長に放置されはじめ、その言葉通り、現在も市に放置され続けています。

この件は、市政懇談会で毎年欠かさず要望してきましたが、始めは、その場しのぎの全く事実無根の虚偽理由を繰り返し回答され、ここ数年は「要望の内容が(市の)回答以上の要求である」と不当要求者扱いで、市が企てた部分的修正登記申請に同意すれば進めると、不完全な修正登記を強要する回答が続いています。

私の要望内容は一貫して、12年前の地籍調査課長が最初に約束した完全なる修正登記を求めたもので、それ以上でも、決してそれ以下でもありません。

なぜ、市は、不完全な修正登記に応じさせ、再び誤登記を繰り返したいのか、誤登記で権利侵害を被ったままの地権者に対し説明責任を果たすよう求めます。

【回答】

毎年回答しているとおり、平成22年10月22日付けで回答している「誤り等訂正図書」に同意いただけるのであれば速やかに訂正作業を行う考えです。

市としましては、平成22年当時から一貫して同じ提言をさせていただいていますが、要望の内容が回答している以上の要求であるため、誤り訂正(登記)を行えない状況であり、決して放置しているわけではございません。

市の考えに変更はございませんので、平成22年当時の「誤り等訂正図書」に同意いただける旨のご連絡をいただければ、訂正作業を進めさせていただきます。(事業部土木課)

【意見・要望】建設部の技術者の配置

【回答】

事業部の技師の配置につきましては、令和4年4月1日現在、事業部26名中10名の配置となっています。内訳としては、土木課に8名、産業振興課に2名です。

職員の採用については、技師等の専門職を、引き続き計画的に行います。

(総務部総務課)

【意見・要望】

先日第4回目ワクチン接種で予約のため、コールセンターへ何十回となく電話するもつながらない??

仕方なく、役所(市役所)へこの旨連絡した所、某女性職員が懇切丁寧に教えてくれました。スマホを手元に、固定電話にて時間がかかるのに、優しく親切に教示して本当に助かりました。お陰で過日無事接種終了致しました。ありがとう。

【回答】

ワクチン接種予約のため、何度もコールセンターにお電話をいただき申し訳ありませんでした。ワクチン接種の案内発送後に予約電話が集中したため、コールセンターで対応しきれない事態に陥ったものと考えます。

今後は、コールセンターとも協議のうえ、案内発送後はオペレーターの増員を図るなど改善策を講じます。

なお、本市では、9月30日からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますので、接種の検討と引き続き基本的な感染症対策をお願いします。(生活福祉部保険年金課)

【意見・要望】

今回の要望書の返信封筒は無かったのでしょうか?

【回答】

市政懇談会は区・自治会長会と市が共催で実施し、回答に際し要望内容の詳細や改修場所の特定が必要な場合があり、意見要望書を代表の方に聞き取るため、原則、お持ちいただいています。

(市長公室)